

資産		
勘定科目	サーチキー英字	サーチキー数字
流動資産		
[現金・預金]		
現金	GENKIN	100
小口現金	KOGUCHI	101
当座預金	TOUZAYO	110
普通預金	FUTSUUYO	111
通知預金	TSUUCHI	112
定期預金	TEIKIYO	113
定期積金	TEIKITSU	114
別段預金	BETSUDAN	115
郵便貯金	YUBIN	116
納税準備預金	NOUZEI	117
[売上債権]		
売掛金	URIKAKE	130
[有価証券]		
有価証券	YUUKASHO	140
[棚卸資産]		
商品	SHOUHIN	150
医薬品	IYAKUHIN	151
診療材料	SHINRYOU	154
貯蔵品	CHOZOUHI	155
[他流動資産]		
前払金	MAEBARAI	160
短期貸付金	TANKIKAS	163
前払費用	MAEBARAI	161
未収収益	MISHUUSH	162
未収入金	MISHUUNY	164
預け金	AZUKEKIN	165
立替金	TATEKAE	166
仮払金	KARIBARA	167
仮払消費税等	KARIBARA	181
固定資産		
[有形固定資産]		
建物	TATEMONO	200
附属設備	FUZOKUSE	201
構築物	KOUCHIKU	202
機械装置	KIKAISO	203
車両運搬具	SHARYOU	204
医療用器械備品	IRYOUYOU	205
工具器具備品	KOUGUKI	206
土地	TOCHI	210
一括償却資産	IKKATSUS	212
[無形固定資産]		
電話加入権	DENWA	250
施設利用権	SHISETSU	251
借地権	SHAKUCHI	253
ソフトウェア	SOFUTO	255
[投資等]		
投資有価証券	TOUSHIYU	260
出資金	SHUSSHI	261
敷金	SHIKIKIN	262
長期貸付金	CHOUKIKA	263
長期前払費用	CHOUKIMA	265
長期固定性預金	CHOUKIKO	267
差入保証金	SASHIIRE	268
預託金	YOTAKU	269
繰延資産		
[繰延資産]		
開業費	KAIGYOU	280
入会金	NYUUKAIK	281
事業主貸		
[事業主貸]		
事業主貸	JIGYOU	291
資産譲渡損	SHISANJO	292

負債		
勘定科目	サーチキー英字	サーチキー数字
流動負債		
[仕入債務]		
買掛金	KAIKAKE	301
[他流動負債]		
短期借入金	TANKIKAR	320
未払金	MIHARAIK	322
未払費用	MIHARAIH	323
前受金	MAEUKEDI	324
預り金	AZUKARIK	325
前受収益	MAEUKESH	327
仮受金	KARIUKEK	328
預り保証金	AZUKARIH	330
貸倒引当金	KASHIDAO	333
未払消費税等	MIHARAIK	338
仮受消費税等	KARIUKES	361
固定負債		
[固定負債]		
長期借入金	CHOUKIKA	370
長期未払金	CHOUKIMI	371
事業主借		
[事業主借]		
事業主借	JIGYOU	390
受取利息	UKETORIR	391
受取配当	UKETORIH	392
資産売却益	SHISANBA	393
資本		
勘定科目	サーチキー英字	サーチキー数字
資本		
[資本]		
元入金	MOTOIRE	400

■ 注意事項 ■

- ・本テンプレートは、勘定科目の初期設定を確認するためのものです。
- ・非表示の勘定科目は記載しておりません。
- ・消費税の課税方式は簡易課税となっておりますので、必要に応じて申告される課税方式に変更してください。
- ・弥生会計では、「所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」は作成できません。

諸口		
[諸口]		
複合	FUKUGO	000
未確定勘定	MIKAKUTE	001

・弥生会計により作成される所得税青色申告決算書には「租税特別措置法 第 26 条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用により求められた措置法差額を記入する欄は設けられておりません。

資産			
勘定科目	サーチキー英字	サーチキー数字	
流動資産			
[売上債権]			
売掛金	URIKAKE	130	
支払基金事務所	SHIHARAI	1	
国保連合会	KOKUHORE	2	
クレジットカード会社	KUREJITT	3	
患者	KANJA	4	

経常損益			
勘定科目	サーチキー英字	サーチキー数字	
営業損益			
[収入金額]			
窓口収入	MADOGUCH	501	
社保	SHAHO	1	
国保	KOKUHO	2	
後期高齢者	KOUKIKOU	3	
保険診療収入	HOKENSIN	502	
社保	SHAHO	1	
国保	KOKUHO	2	

■ 注意事項 ■

- ・本テンプレートは、補助科目の初期設定を確認するためのものです。補助科目を初期設定している勘定科目に対応する補助科目を記載しています。
- ・消費税の課税方式は簡易課税となっておりますので、必要に応じて申告される課税方式に変更してください。
- ・弥生会計では、「所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》」は作成できません。
- ・弥生会計により作成される所得税青色申告決算書には「租税特別措置法第 26 条に規定する社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用により求められた措置法差額を記入する欄は設けられておりません。